

秋田県公報

目 次

規 則

○秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(四四・人事課).....	1
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(三五六・税務課).....	1
○湖沼水質保全特別措置法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びびりん含有量に係る汚濁負荷量規制基準(三五七・八郎湖環境対策室).....	1
○大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(三五八・流通貿易課).....	2
○建築基準法による道路位置の指定の廃止(三五九・由利地域振興局建設部).....	2
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部).....	3
○土地改良区の役員の就任の届出(仙北地域振興局農林部).....	3
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(平鹿地域振興局農林部).....	3
○公安委員会告示	
○駐車監視員資格者講習の実施(七七・交通指導課).....	3

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十四号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項港湾空港課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第二百三十二条第五号中「秋田港飯島地区工業用地整備事業及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田県告示第三百五十六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)第五十二条の二第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十年八月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 氏名又は名称 拡大石油株式会社

取締役社長 深瀬 貞吉

二 主たる事務所又は事業所の所在地 湯沢市材木町一丁目二番六号

三 指定取消年月日 平成二十年七月二日

秋田県告示第三百五十七号

湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第七条第一項の規定により、八郎湖の指定地域における湖沼特定事業場からの排出水の化学的酸素要求量、窒素含有量及びびりん含有量

に係る汚濁負荷量規制基準(以下「規制基準」という。)を次のとおり定め、平成二十年八月二十二日から施行する。

この告示の際現にみなし指定地域特定施設を設置している湖沼特定事業場に係る規制基準については、平成二十年十二月十日までの間は、なお従前の例による。

平成二十年八月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

規制基準は、平成二十年八月二十二日以後に新たに設置される湖沼特定事業場(以下「新設事業場」という。)であつて下水道終末処理施設、地方公共団体が設置するし尿処理施設若しくは浄化槽又は土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の四第一項に規定する農業集落排水施設整備事業に係る施設(浄化槽に限る。)(以下これを「汚水処理施設等」という。)を設置する事業場以外のものについては一に掲げる算式により、新設事業場以外の湖沼特定事業場(汚水処理施設等を設置する事業場を除く。)(については二に掲げる算式により、汚水処理施設等を設置する湖沼特定事業場については三に掲げる算式によりそれぞれ算出した汚濁負荷量とする。

$$I = a \cdot Q_0 \times 10^{-3}$$

$$II = \{ a \cdot Q_0 \cdot P^{-1} \cdot (Q - Q_0) + a_0 \cdot Q_0^{0.7} \} \times 10^{-3}$$

$$III = C \cdot P \cdot Q \times 10^{-3}$$

これらの算式において、L、Q、Q₀、C、a、a₀、b、b₀及びdは、それぞれ次の値を表すものとする。

L 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)

Q 排出水の量(単位 一日につき立方メートル)

Q₀ 規制基準の適用の際における排出水の量(単位 一日につき立方メートル)

C 排出水に適用される秋田県公害防止条例(昭和四十六年秋田県条例第五十二号)第四十条に定める排水基準(単位 リットルにつきミリグラム)

a、a₀、b、b₀及びd 規制項目ごとに、それぞれ次の表に掲げる値

規制項目	a	a ₀	b	b ₀	新設事業場	d	新設事業場以外の湖沼特定事業場
------	---	----------------	---	----------------	-------	---	-----------------

化学的酸素要求量	四七・五	三一・三			
窒素含有量	三一・七	四一・七			
りん含有量	三・二	四・二			
			〇・八九	〇・九九	〇・六七
					〇・七五
					〇・五〇
					—

秋田県告示第三百五十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成二十年八月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
男鹿都市開発株式会社 代表取締役 鶴 岡 保

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
男鹿市船越字内子二百四十七番地一
ジョイフルシティ男鹿

(三) 変更しようとする事項
男鹿市船越字内子二百一十八一外

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前

- 男鹿都市開発株式会社
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時
- 株式会社ヤマサコーポレーション
開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌午前零時
- 有限会社亀屋
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
- 有限会社チダ薬局
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
- 株式会社小西時計店
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
- 井川商事株式会社
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時

イ 変更後

- 男鹿都市開発株式会社
開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時
 - 株式会社ヤマサコーポレーション
開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌午前零時
 - 有限会社亀屋
開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時
 - 有限会社チダ薬局
開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時
 - 株式会社小西時計店
開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時
 - 井川商事株式会社
開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時
 - 渡部晋一
開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時
 - 株式会社キャンドウ
開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時
 - 有限会社ジョパン
開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時
- 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前
- 駐車場一―一は午前八時三十分から午後十時三十分まで、駐車場一―二は午前八時三十分から翌日午前零時十五分まで、駐車場一―四は午前八時三十分から午後十時三十分まで、駐車場一―五は午前十時から午後五時

で、駐車場一―六は二十四時間、駐車場二―一は午前八時三十分から午後七時まで
変更後

駐車場一―一は午前六時四十五分から午後十時三十分まで、駐車場一―二は午前六時四十五分から翌日午前零時十五分まで、駐車場一―四は午前六時四十五分から午後十時三十分まで、駐車場一―五は午前十時から午後五時まで、駐車場一―六は二十四時間、駐車場二―一は午前六時四十五分から午後九時まで

変更する年月日
平成二十年八月十二日

変更する理由
年間数日程度営業開始時間を早めるため、出店店舗の閉店時間を統一するため、一部駐車場の利用時間帯を見直すため
届出年月日
平成二十年八月八日

三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
男鹿市役所 産業建設部 観光商工課

(二) 縦覧期間
平成二十年八月二十二日から同年十二月二十二日まで

四 意見書の提出先
秋田市山王三丁目一番一号 秋田県産業・経済労働部流通貿易課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百五十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項

第五号の規定に基づく道路位置の指定を次のとおり廃止したので、公告する。

平成二十年八月二十二日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 由利本荘市表尾崎町二十二番地四 鈴木不動産株式会社 代表取締役 鈴木秀夫	道路の位置の廃止箇所 由利本荘市西小人町四十一番一の内	道路の延長 四〇・〇〇メートル	道路の幅員 四・〇〇メートル	廃止年月日 平成二十年八月八日
--	--------------------------------	--------------------	-------------------	--------------------

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、八郎潟土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十年八月十二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十年八月二十二日 秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田県仙北南部土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年八月二十二日

秋田県知事 寺田典城

就任理事の住所及び氏名
大仙市下深井字高田十七番地

佐藤 寿和

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田県雄物川筋土地改良区から次のとおり役員就任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年八月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

横手市大森町字大森百八十四番地

柴田康二郎

〃 十文字町鼎字上野村八番地

小国 昌康

〃 雄物川町沼館字沼館三百四十一番地

伊藤 善悦

〃 大雄字精兵村八十八番地

大日向文雄

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第77号
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第6条の規定に基づき公示する。

平成20年8月22日

秋田県公安委員長 芳賀京子

1 実施日時

(1) 講習
平成20年9月25日(木)及び同月26日(金)の2日間
同日とも午前9時から午後5時30分まで

(2) 修了考査

平成20年9月29日(月)午前9時から午前10時まで

2 実施場所

秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 会議室

3 受講人数

20人(定員に達した段階で申込みを打ち切る。)

4 受講申込方法等

(1) 申込期間

土曜日、日曜日及び休日を除き、平成20年8月22日(金)から同年9月16日(火)までの午前9時から午後5時までの間

(2) 受付場所(問い合わせ先)

秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部交通指導課駐

車対策係(電話018-863-1111内線5113、5125)

(3) 申込方法

次の書類等を前記(2)の受付場所に申込者本人が直接持参して申し込むこと。

- ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通
- イ 申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真(縦30センチメートル、横24センチメートル。裏面に氏名記載のこと。) 1枚
- ウ 運転免許証等顔写真が入った身分を証明するもの

(4) 講習手数料
19,000円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(82)八七六六 F A X(83)〇〇〇五
E-mail:matsubarata@matsubarata.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄